

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年3月3日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月3日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから御質問のほうをお願いいたします。質問のある方、手を挙げてください。

フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

東電の柏崎刈羽の中央制御室の不正入室の件で伺いたいんですけども、今日の参議院の予算委員会の質疑でも出ていらっしゃいましたが、仮に去年9月の時点で規制庁から報告が行われていたとした場合、保安規定の認可の議論には影響しなかったと考えられるんですけども、認可のタイミングには影響があったかもしれないと委員長御答弁されているんですが、このタイミングに影響したかもしれないという点についてどのようにお考えになられているのか伺えないでしょうか。

○更田委員長 そうですね、直接、答弁の中でもお答えをしましたが、申請されている保安規定、結果的に認可をした保安規定の内容であるとか、その判断に影響が出たというのは今の時点から見ても考えにくいんですけども、そうは言ってもPPの核物質防護の事案としてちょっと前例の探しにくいほどの事案ですので、核物質防護規定と保安規定それぞれの役割は違うもので、違う分野のものではあるけれど、まずこの柏崎刈羽で起きたことの事案の把握に努めたらどうだというような議論になった可能性はあるんじゃないかと思います。

前にも少しお話しましたけど、委員会としてどう判断したかというわけではないですけども、委員会の中でもいろいろな議論は分かれたんですけども、私としては恐らくこの報告を受けていけばまず核物質防護事案の特定のほうへ関心を振り向けたらろうなというふうには思っています。

○記者 つまり仮にの話で恐縮なんですけど、もう少し調べてみようだったり、そういったような議論をしたかもしれないということですか。

○更田委員長 現に、ID不正使用の件については今も検査に入って事案のより明確な把握に努めているところですので、昨年の事案の発生時、そして間もなくそれを報告を受けていけばその時点で検査に対する指示等、委員会として考えることがあったらこうと思えますので、そのときにはまず委員会としての関心をそちらへ向けるという議論があっ

ただらうというふうには思います。飽くまで仮定の上での話であります。

○記者 分かりました。すみません関連して、問題を受けて規制庁の中で速やかに報告するといえますか、情報共有の在り方の見直しが検討されていると認識しているんですけど、組織内での情報共有の現状についてはどのように今御覧になっていますか。

○更田委員長 まずですね、これ本来速やかに報告すべきことを報告しなかったというよりはむしろ、事案の特定の仕方を誤った。担当部門としてみればこの事案を速やかに報告しなければならないほど大きな事案だと捉えなかったんですね。それは、これ公表できる範囲で既に公表してる事案ですので多少の御説明はしますけれども、中央制御室に入ったのがもともと中央制御室に入る資格がある人が入ったということなので、プロセスは極めてけしからんけれども結果としては、自分のIDカードさえ見つけることができれば入れるはずの人が入ったという結果だったので、結果に影響が出てないってことを重く見てしまったのではないかと思います。

ただ要因として振り返って考えれば、まず不正利用というものを思い立つAさんがいたということ、それから不正利用を許してしまうような管理の仕方をしたBさんがいた、更に私はこれがより重要だと思っているんですけども、そういった不正利用ができてしまった紐付けのやり直しを許したCさんがいると。ですからこの重なりをどう見るかですし、核物質防護事例ってそんなに多くの経験が積み重なっているわけではないですし、更に今回の事案というのはかなり変わった事案であるので、そういったこともあって担当部門は当初この事案を大きなものとして捉えなかったという理由はあるんだろうと思っています。

ですから、ごめんなさい質問にお答えするとすると、まず事案の特定に関して担当部門だけで事案の確認を、評価をするのではなくて、本当に細かいものまで全てというわけではないでしょうけども、迷うような事案については速やかに規制委員会に報告するというのが一つの重要な教訓でありますし、もう一つは核物質防護情報というのは情報の取扱いに慎重でなければならない、であるだけに例えば安全に関わる議論と違って非公開で行われる。そうすると、安全に関する議論に比べると透明性は当然低いわけで、関わる目の数が減るんですね。であるからこそ、核物質防護事案は委員会の関与を、ある意味より深めておく必要があるというのも教訓です。

核物質防護情報が漏出しないように心配する余り、組織の中での情報の共有に欠けていた部分があるというのは既に意識をされているところで、これをどう運用の中で明確化していくかというのは、まだしばらく今後の作業が必要だというふうに思います。

○記者 分かりました。最後にしますけど、今お答えしたところに関連してなんですけれども、やっぱりテロ対策のために守るべき情報と、それから規制委員会が重要視する透明性とのバランスというのをどう保っていくかといえますか、兼ね合いというのは難しいようなケースなのかなというふうに認識するんですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 正直に申し上げてまだ答えは出ていないと思っています。例えば悪意ある

第三者に情報を与えないということを重視するんだっただらば、A電力のB発電所で何か起きてますということだって知らせないほうが良いという考え方だってあるわけですね。ただ今回の事案に関して言うと、同じ東京電力の組織の中の人間が組織の中の人間からIDカードを不正に拝借して、組織内で起きたことなので一定程度のこの事案に関する情報の公開、例えば情報の紐づけの詳細であるとかというのを公開してしまうのは、それこそ脆弱性をさらけ出すことになるので公開はできませんけれども、これまでにお伝えしてるような事案の外形的なものについては恐らく悪意ある第三者が極めて有利になるという状況をもたらすものではないので、そういった意味で核物質防護事案であるから全て非公開、今までは脆弱性が回復されないとか一切何も伝えないという運用ではあったんですけども、ケースバイケースで考えなきゃならないというふうに思います。ただ非常に難しい問題です。ですからまだ答えは出ていないし、なかなか答えにたどり着かないのかもしれませんが。当面はそのケースバイケースで、公開の範囲と是非について判断していくことになるだろうと思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ではオオヤマさん、お願いします。

○記者 すみません、読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

今の柏崎刈羽の不正IDの問題の関係なんですけれども、3月10日までに東京電力から原因ですとかの報告が上がってくるかと思うんですけれども、その後規制委としてはどのような流れになるのか、その辺りについて教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 流れの予測は正直申し上げてつかないですね。不安に思っているのは会見でこういうことを伝えるのはどうかと思いますけど、本当に東京電力が起こしたことの深刻さであるとかをきちんと捉え切れているのかどうかというのは、報告書が出てくるまで私たちには分からないわけなんですけれども、更にこのID不正利用以外の核物質防護事案もその後の検査等で確認していますので、ちょっと3月10日以降がどうなるかというのはお答えしにくいです。3月10日に例えば、見事な報告書が上がってきて、仮にです、それで追加検査に入って、報告書のきちんと根拠等々が確認できて、というふうにとっても、核物質防護に関してはまだ、IDカードの不正利用は1つの事案にすぎないので、そういうふうの流れっていくかどうかというのは今の時点で見通せるものではないです。

○記者 ありがとうございます。そうするとやはりその報告書が3月10日に上がってきて、恐らく臨時会など委員会でも議論されるかと思うんですけれども、その議論の内容ですとか、例えば報告書の内容について、どのような公表の在り方を考えていらっしゃるんですか。恐らく直ちにとというのはPPの上で難しいかと思うんですけど、やはりどういった背景があったのかというのは恐らく皆さんの関心事項であると思いますので。

○更田委員長 そうですね、高い関心を呼ぶのは当然だと思いますけども、じゃあ報告書

の内容をどう、というのはなかなか難しいでしょうね。難しいでしょうし、ちょっと時間を頂かなきゃいけないだろうなというふうに思うのは、私たちが心配しなきゃならないのは、本当に脆弱な状態になったときに代替措置が取られていて、その代替措置で十分今の柏崎刈羽発電所は本当に対テロなり、悪意ある者の侵入に対して本当に強いのかというところをきちんと把握することが規制当局として大事で、東電から出てきた報告書の公表をどう吟味するかというのは、優先順位のトップに来るわけでは決してないので、かといって全く公開できませんでいいのかというのはやっぱり少し議論しなきゃいけませんので、どうなんだろう。というのはあんまり虫食いだらけで見ても何がわけわからぬものをポンと出して、これで公開しましたというのも、人を馬鹿にしていますよね。ですからどういう公表というのは、報告書とは別にこういう報告をしたというのが用意できれば一番いいんでしょうけれども、前例もないしちょっと今の時点でできるという見通しはお話しできないですね。

○記者 分かりました。どうもありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では新潟日報のスズキさん。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願ひします。

まず確認なんですけれども、今日午前中の参議院の予算委員会で、委員長が前提を覆す事案であれば保安規定のやり直しも否定しないというような発言をされたかと思うんですけども、それ確認なんですけど、それは要は適格性の担保にもとる内容になるというふうな、要は適格性に関わる部分をやり直す可能性があるというふうな認識でいらっしゃるということなんですか。

○更田委員長 それは要するに覆された前提にもよりますし、ちょっと何とも言い難いですね、それは。今はまだまだ核物質防護、東京電力の行っている核物質防護がどのくらいきちんとしているものなのか、代替措置も含めてどのくらいちゃんとしているのかというのを把握にかかっているところで、核物質防護の問題としての深刻さであるとか重大さというのを捉えていかなきゃいけない。その中で例えば、経営層の関与であるとか組織の管理であるとかというのに大きな問題が表れたとします。そうすると、仮定の話ではあるけれども、場合によっては保安規定に違反している可能性もあるでしょう。ただし、保安規定の違反イコール保安規定の審査のやり直しにはならないんですよ。これはどこの発電所でもそうですし、どこの電力でもそうですけど、規定に違反しているということと規定をやり直すということとはもうステップ、大きな飛躍があります。保安規定のほうでまず違反があるかどうかというのが次のステップとしてあるだろうし、そしてこの違反が起きるようでは保安規定そのものを変えなければ駄目だという判断になって初めて今度審査のほうへ入る。申請のやり直しを求めて、審査の中に入って行く。

ですから何段階もちょっと先の話なので、それがどういった内容のものになるかというのは今の時点では、仮になったとしてどういう内容のものかというのにはお答えできないです。

- 記者 幾つもステップがあるということですから、もし仮に保安規定に違反しているというふうなものが確認できた場合というのは、要は再稼働というもののスケジュールとしても、それは一旦止まるというふうな話になるのかなと思うんですが。
- 更田委員長 もう既に今の時点で、柏崎刈羽原子力発電所は前へ進むことについて議論できる状態にはないと思っています。まず3月10日の報告書できちんと東京電力、説明することが第一ですし、それから実際使用前検査は完了しているわけではありません。使用前の事業者検査が完了しているわけではない。したがって使用前確認の申請も受けているわけではありませんので、使用前確認で確認証が与えられない限り施設の利用はできないわけです。今、使用前確認の申請に関しても時期を明確に東京電力、できている状態ではありませんので、先がどうというようなことが言える状況にあるとは思っていません。
- 記者 それから、このID不正問題が、我々が知ったところとか当初のところで、委員長は保安規定に関わるかというところで、あんまりインパクトはないというようなお話をされていたかと思うんですが、その後、今日の委員会、国会の場で、保安規定のやり直しも否定しないというふうな言い方変わったのかなと思うんですけど、それは委員長の中でこの間いろいろ、このID不正以外にも核物質防護に関わる事案が幾つも出てきていますし、東電の姿勢というのがちょっと余りよくないということもあるのかと思うんですが、その辺りも踏まえてそのようにお考えがちょっと変わってきたのかなと思われるんですが、その辺りかがでしょうか。
- 更田委員長 そうですね、確かにお話の仕方は変わっていると思います。それはID不正利用の事案だけを捉えているところと、その後の検査、これ抜き打ちも含めて検査に入っていますけど、その検査で確認されたものが私の話し方に影響しているだろうというふうに自分では思っています。

やっぱり事案というのは一つだけというのと、それに続く事案があるのとでは、規制当局としての事業者に対する捉え方を変えるものですので、そういった意味で当初、例えば保安規定違反等に係る議論に対する影響というのは出ないではないかって、その時点での見通しと、今日の午前中、参議院の予算委員会でお答えしましたけれども、そこにニュアンスの違いがあるとすればその後の検査で確認されたことというものが影響していると思います。
- 記者 ということはやはり、より深刻であるというふうに委員長も受け止めていらっしゃるということですか、この一連の東京電力の問題に関して。
- 更田委員長 一つの事案だけを把握されたことに比べれば、その後の事案があったことで、その後の事案ということに関してはまだお話しはできないですけども、当然ID不正

利用の事案だけを把握しているときに比べれば、私たちはより深刻に考える状態になっています。

- 記者 すみません、最後なんですけれども、この間1日の日に臨時会議があったかと思うんですけれども、そこでまた1月27日の問題の検査内容などの報告があったかと思うんですが、ちょっと中身がその後の議事録で出てきていないんですけれども、非公開となっているんですが、ということなので今伺っても同じことかとは思いますが、お話しいただける範囲でどういった内容なのかというのは、お話しいただけるのでしょうか。
- 更田委員長 先ほども申し上げたように、ある特定の発電所で深刻な事案が起きているということをお伝えすること自体が、その発電所がある種弱い状態にあるということを知らせることになるので、今の時点ではやっぱり事案の内容はお伝えできないし、それから当然弱まっているところがあれば、それに対して代替措置を取っています。代替措置が十分なものであるかどうかというものも、そうですね今代替措置は何段階か強化をしていっているんですけれども、それで十分かということに関してもより確認を進めなければなりませんので、IDカード不正利用に続く事案についてお話しできるのはもうちょっと先になると思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、ワカムラさんお願いします。

○記者 北國新聞社のワカムラと申します。よろしくお願ひいたします。

北陸電力志賀原発の新規制基準の適合審査会合等の進捗についてなんですけれど、停止から丸10年を目前に控えまして、またの春以降にようやく現地調査の方向になりました。2016年に1号機直下に活断層があるということで有識者評価書が提出されまして、それから、昨年20年1月に北電の金井社長と規制委員会との意見交換を行いまして、石渡委員からマイナスからの出発だという指摘もありましたが、これまでの審査を振り返っての受け止めはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 まず、時間の経過からすると、志賀については有識者会合での議論がありましたけれども、敷地内の破砕帯についての指摘があったということが非常に大きかったらと思う。破砕帯の活動性について、北陸電力、ずっと立証を、活動性を否定するための立証を進めてきたわけなんですけれども、ようやく最近になって、これは石渡委員も評価をされたわけなんですけれども、北陸電力の立証が進んだ。そういった意味で、他のサイトで言えばようやくスタートラインに相当するようなところに立ちつつあると言うべきで、まだ立てたというのは少し早いだろうと思うんです。というのは、有識者会合が出された懸念であるとかというものに対して、審査後にその後に新たに進んだ立証について、その有識者会合の出している懸念と、それから、今、審査を進めている上での内容等をどう扱うかというのは、これは委員会でいずれかの機会に議論する必

要があるだろうと思っていますし、そういった意味で、まず地震動に関して言えば、それから、破碎帯の活動性等々のハザード側の審査の進捗という点でいうと、敷地内破碎帯の問題を抱えていないサイトとの比較で言えば、スタート地点の一步か二歩手前のところに来たという段階なんだというふうに認識をしています。

○記者 ということは、断層の審査の進捗ということと言うと、例えば、登山で言うとか合目かとかと言うと、もうスタートライン以前の、準備が終わったぐらいな、そういうイメージなんではないでしょうか。

○更田委員長 登山口の手前みたいな感じでしょうか。

○記者 登山口の手前ということ。

また、北電側の提案姿勢なんですけれど、北電側の提案姿勢について、審査の開始当初から変化とかそういったものって感じますでしょうか。

○更田委員長 そうですね、これ、こういうことをお話しするのってふさわしくないかもしれないけれども、審査に当たっているメンバーからは北陸電力の真剣さというのは聞いています。というのは、広く自社の外からもアドバイスであるとかコメントであるとか意見を聞いて、自らの立証に反映させていくような努力をしていたというふうに聞いています。そういった意味で、これはどこの発電所でも、どこの電力会社でも自社の施設の利用の可否に関わることだったら当然必死になるわけですが、北陸電力、ここ1、2年の努力に対しては、石渡委員も敬意に相当するようなことを表明されていますし、そういった意味では、一生懸命取り組んだのであろうとは思いますが。ただ、これは姿勢の問題であって、結論とはまた別の問題です。

○司会 それでは、カトウさんお願いします。

○記者 フジテレビのカトウです。お願いします。

事故分析の報告書で、シールドプラグの高線量の話、以前、調査報告書出た後、委員長、会見でお答えになっているのは重々承知の上で、改めて311が近づいたので改めてお伺いしたいんですけど、やはりシールドプラグがかなり高線量ということで、政府は横からの気中工法、加えて上からの気中工法もある程度検討もしているような状況であったと思うんですけど、やはり取り出し方法だったり廃炉工程だったり、廃炉作業へのインパクト、どのように考えているかを改めてもう一度お答えいただけますでしょうか。

○更田委員長 線量が高いということは知られていた、ある程度知られていたこと。ただ、この高線量の意味するものは何であろうと。炉心からの直接線が漏れているのであるか、あるいはシールドプラグ近傍が汚れているのか。汚れていることも構造からすればある程度推測できましたけれども、今回分析してみてやっぱり桁違いに自分たちの予想と比べれば、桁違いに多くの放射性物質が裏面にいそうだと。そうなると、遮蔽の問題というのは深刻ですし、どの程度まで遠隔でできるかというのも確認が必要です。これからの話になりますけれども、東京電力、それから並びにNDFに対して、こういったアプ

ローチをするのかというようなことは、まずは1F検討会、監視・評価検討会の中で聞いていかなければならないというふうに思っています。私たちは作業の安全、環境への影響は出ないことを考えますから、気中で行ったときの安全確保がどのように行われるかというのは、気中工法を取るという方針であれば、気中の中で物を落下させないといったようなことが大変重要になりますので、あるいは、場合によっては、液体のかけ流しみたいな状態で行うこともあるでしょうし、あるいは気中工法に代わるような工法を考えなきゃならない可能性だってあるだろうと思っております。ただし、急ぐかということ、いずれにせよ、まだすぐに取り付ける状況にはありません。すぐに取り付ける状況ではないけれども、そろそろ工法について、東電並びにNDFから聞いていかなければならないというふうには思っています。

○記者 ちょっと勉強不足なんですけど、気中で上から取るとなると、多分あそこ、シールドプラグ外してセルつくってみたいなことを、多分NDFは……。シールドプラグを外して、そこに上にセルつくって上から取るという気中工法の図をつくっていると思うんです、NDFは。そういうことはあの高線量で可能なんですか。

○更田委員 今の時点でまだ可能、不可能というのは早いだらうと思うんですけれども、まだ詳しい設計を聞いていないので何とも言えませんけれども、オペフロ上に構造物を新たにつくるにしても、その荷重が下の階にどう影響を与えるかも評価をしなければならぬし、作業中に地震が来る可能性も考慮しなければなりませんし、そういった意味で、どういった設計を取るのか。更に言えば、カバーをかけるとしても今ある建屋だけでそれが可能なか、ないしは補助的なものの支えを必要とするのか、設計についてはまだまだ聞かなきゃならないところがたくさんあるだろうと思っております。

○記者 あと最後に、ちょっと以前の会見でもなかなか難しいとお答えになったと思うんですけど、今回の新たに分かったシールドプラグの高線量が廃炉作業全体に及ぼす影響を改めてどのように考えるか、お聞かせ願えますでしょうか。

○更田委員長 シールドプラグ裏面の大量の放射性物質の存在というのは、確かにインパクトは大きいけれども、更にその先には格納容器内の溶融物、一旦溶融した燃料をどうするか。さらに、圧力容器の中のものをどうするか。圧力容器の中には号機によっては溶けていない使用済燃料が立っている状態、崩れた状態で立っていることも考えて、そういったものをどう取り出すか。確かに、シールドプラグの問題は大きな問題ですけれども、まだまだ後ろに大きな話が山ほどあるので、全体に占める割合がどのくらいになるかというのはちょっと申し上げにくいですね。これは大きな問題ではあるけれど、もっと大きな問題もいっぱい後ろに控えていますので。いずれにせよ、いわゆる燃料デブリの取り出しに関して、一つ一つの発見が全体の工程にどう影響を及ぼすかということ、全体の工程そのものをしっかり見通すということができるとは考えにくいので、インパクトについても今の時点で言えるものではないというふうに私は思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ユイさんお願いします。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

先ほど、東京電力からリリースがあったそうなんですけれども、この間の工事の安全対策工事の未完了問題に関して、これまで3件公表されていたのが先ほど4件目が見つかったというリリースが来まして、まだ詳細等ご報告受けていないかもしれないんですけども、委員長、今日、予算委員会のほうで、これまでの3件について規制当局としてはまだ確認する前の段階のものだったと御答弁されていますけれども、この4件目について把握されていたらば教えていただきたいというのと、そもそもこの相次いでいるということへの改めて受け止めをお願いします。

○更田委員長 ちょっと誤解があるかもしれないので少し解説をしますけれども、本日の参議院予算委員会で、福島瑞穂先生の御質問の中でお答えをしましたがけれども、プレスリリースの内容であるとか、未完了であるにもかかわらず完了したとプレスリリースすること自体は規制の対象ではないので、これまで3件のものについても誤ったプレスリリースをしたということを経営として東京電力に対して問題視するというものではないんですね。これは規制の外の話です。しかしながら、今日答弁でも触れたのですけれども、仮に彼らが完了したと思って、そして事業者検査が終了しましたと言って使用前確認を申請してきたら、そこで未完了であったらこれは規制の問題で、完了していないじゃないかということで、確認が完了しないという形になる。このいわゆる未完了と言われているところについては、まだ東京電力、確認の申請をしているわけではありませんから、ですからまだ、規制当局にとっての問題になっていないんですね。恐らくその4件目についても既に規制当局に、工事終わりました、検査終わりました、確認してくださいと言っていたら、それは私たちの問題でもあるんですけど、まだその確認申請をしていなければ、これは先ほどの3件と同じように規制当局とは関係のない問題です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、クドウさんお願いします。

○記者 電気新聞のクドウです。よろしくお願いします。

今日の会合の中で、審査ガイドについて委員長から将来簡略化すべきといったようなお話があったかと思います。これに関連してなんですけれども、大阪地裁判決の後の会見で、その判決の地震動の経験式の有するばらつきに関して違う異なる解釈が示されたわけなんですけれど、その委員長からそういう解釈が割れてしまうような、とりわけ重要ところで解釈が割れるものについては、記載を足していくようなことも考えないといけないというような御発言とかもあったかと思います。ちょっと私には今日お話しさ

れていたことと方向性が違うような気もしていて、話している対象の性質が違うということかもしれないんですけど、ちょっとぼんやりした質問になってしまうんですけど、審査ガイドの将来的な在り方について、改めてお話をお聞かせいただけないでしょうか。

○更田委員長 今日発言しているときに大飯の地震動のほうの話は全く意識になかったので、別の話ではあるんですけど、一般論として、私これずっと、委員長になる前から、まだ委員のときから言い続けていることなんですけど、ガイドとかマニュアルの整備って良い面もちろんあるんですけど、弊害もあるので気をつけたほうが良いというのはずっと言っているんですね。審査に入ったらこうやってああやってこうやって、次はこうやってというようなガイドをがっちり整備しちゃうと、今日も委員会で言いましたけど、審査官考えなくなって、ガイドと申請書の照らし合わせをやって、ガイドに沿っているからOKとやりかねないんで。確立した技術だとか、それから、非常に日常的なものに関する審査であれば、そういったケースもあるけれど、シビアアクシデントみたいに極めて稀、低頻度ではあるけれども、非常に影響の大きなもの、更にその進展についてある意味想像力を働かせて状況をしっかり考えなきゃいけないものの審査のときに、言葉は悪いけど、ガイドもマニュアルもへったくれもなく、個々の審査官の知識と理解、これが一番大事なので、審査を型にはめてしまうようなことが一番危ないと思っているんです。そういった意味で、審査ガイドの整備というのも程度問題だし、更に言えば審査ガイドってもっと頻繁に、気付いたらさっさと変えられるものであるべきだというふうに思って、パブコメって必ずしもどうなのというのが今日の問題提起です。

一方、地震動に関して審査ガイド、これもつくった当事者とは異なる解釈をされてしまったというところが、表現のいたらなさなのかって思いますけれども、そういうことであれば、説明を足して差し上げるのもサービスかなというようなものではあるんですけど。

審査ガイドは、本来は要求の内容を規定するものでは決してないんですけども、それぞれ地震は地震分野の人間が、津波は津波分野の人間が、プラント側の者はプラント側の人間が書いていますので、そこら辺に粗密があるのも事実だし、それからガイドの捉え方についても恐らく組織内ですらガイドの捉え方ってものが必ずしもびっしり統一されているわけではないだろうから、そういった意味でちょっとガイドの位置づけみたいなものについて整理をというのは、今日の委員会の中でもお伝えをしたところなんです。ですから、発足してから9年近く、8年半ですか、経っていますけれども、その後のガイドの整備、それからガイドというものの位置づけについて、1回ちょっと立ち止まってしっかり考えたほうが良いというふうには思っています。

○記者 ありがとうございます。ガイドを簡略化していくと、どうしても申請者にとっては審査の予見性というところが気になるかなと思うんですけど、その点についてはどうお考えですか。

○更田委員長 審査の予見性は、程度問題だと思っています。つまり申請者にとってどう

いう審査が行われるか、あらかじめものすごく予見できる審査って原子力の場合にはあり得ないですよ。ある程度、何聞かれるんだろうという部分がなきゃ審査じゃない、隠すわけでは決してありませんけどね。ですから、視点であるとか考え方で定まっているものはあらかじめ事業者にもわかるようにしておくというのは良いことだと思いますけれども、ただ、もう本当に1から10までマニュアルができてしまっているというような状況をつくってしまうことはとても危険だと思っていますので、予見性も程度問題だというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、ヒロエさん。

○記者 共同通信のヒロエです。

さっきのクドウさんの質問とちょっと繋げてなんですけど、大飯の地震動審査ガイドのばらつき条項については、これは審査ガイドの見直しというのは現在もやっている、進んでいるという認識でよかったんですけど。

○更田委員長 今日、話になかったからやっているんだろうと思いますけど。

○記者 それも何かいつぞやパブコメなどをかけて出てくるようなもの……。

○更田委員長 だから、今日はガイドの一般論についてお話をしましたので、個別のものについてどうというのは、特に意識したわけではありませんから、そういった意味で、特に今、明確な考えがあるわけではないですけれども、特に訴訟に関わる案件だからという意識が特にあるわけではないので、一般論として同じ扱いをするのか、それともやはり関心の高いところであるのかというのは、まだ委員会で議論しているわけでもないので、特に今の時点で考えはないですね。

○記者 そのばらつき条項は、文言を削除するという話ではなくて、より大きく解釈を付加していく、付け足していくような話にはなる……。

○更田委員長 まだ方向が出て、決まっているわけではないと思っています、やり方というのは。会見でもお話をしましたが、その条項について書き直すというのも一つの考え方だろうし、そのままにして説明を足すというのも一つの考えだし、それから、何もしないというのも一つの考えだし、まだ何も決まっているわけではないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。